

## 社会福祉法人涌泉会役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉人涌泉会（以下法人という）定款第 2 1 条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 本規定の役員の範囲は定款第 4 章に規程する、次に掲げるものをいう。

1 理事

2 監事

(報酬及び旅費規程)

第 3 条 この法人の役員報酬は、勤務実態に即して支給する。

2 前項の報酬は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

(役員会議等旅費日当)

第 4 条 この法人が定款で定めた理事会、監事による監査を実施した場合の旅費は無給とする。

2 特別な理由により上記より難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第 5 条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。